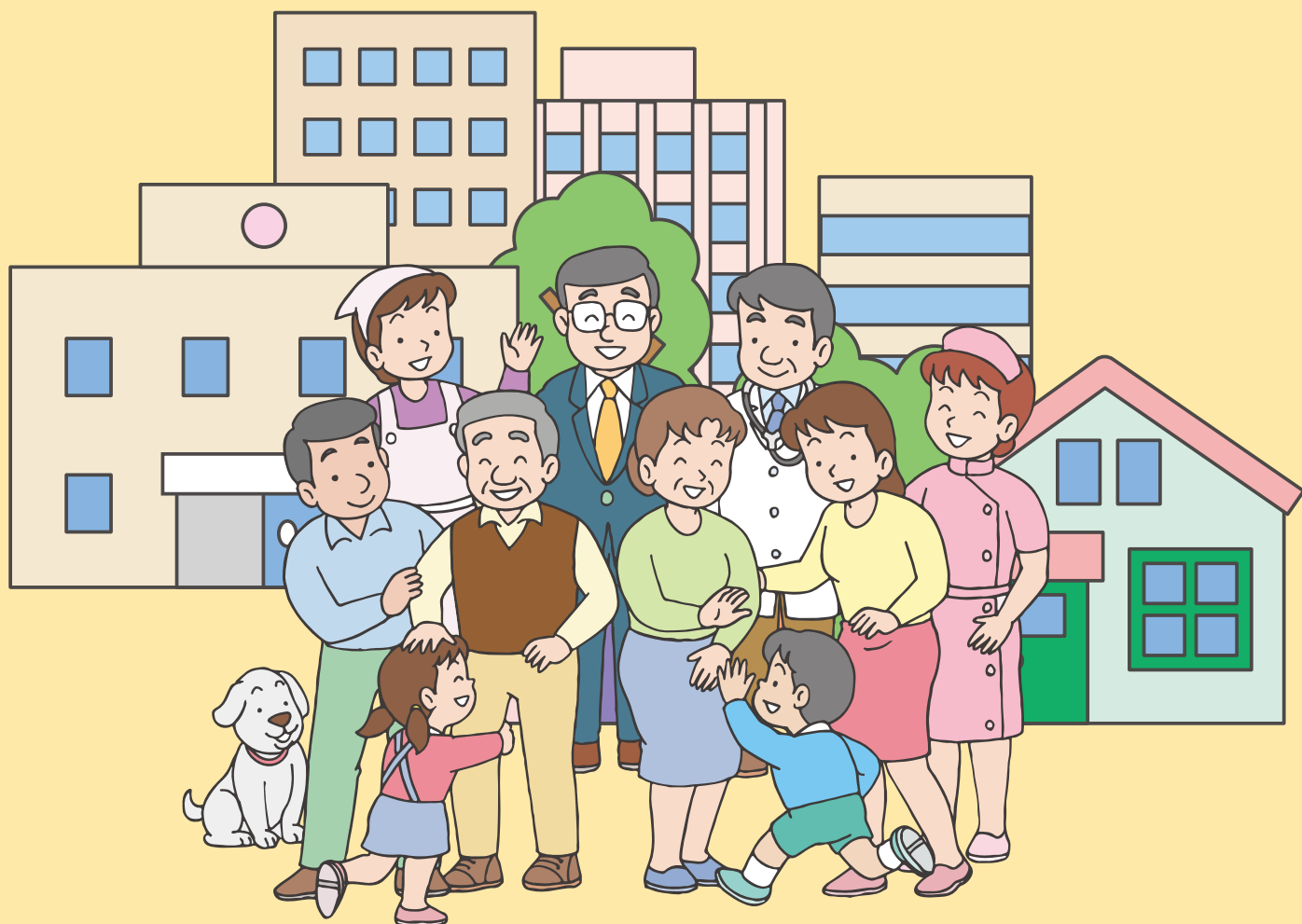


第6期 地域福祉実践計画

～共に支え合い安心して暮らせる福祉のまちづくり～

2019年～2023年



社会福祉法人
函館市社会福祉協議会

はじめに



平成から令和へと新たな時代へ移り変わる中、我が国では人口減少や少子高齢化が急速に進行し、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、社会的孤立などの地域における福祉課題は、ますます多様化、複雑化しています。

深刻化する福祉課題の解決に向けて、国は地域共生社会の実現を目指し、社会福祉法の改正をはじめ、各種施策の実施を通じて地域包括ケアシステムの構築を図っています。

こうした状況を見据え、当協議会はこの度、函館市が策定した「第4次地域福祉計画」との整合性を図り今後5年間の方向性を盛り込んだ「第6期地域福祉実践計画」を策定することとなりました。

社会福祉法に「地域福祉を推進する団体」として位置づけられている社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進していくことを使命とし、これまで第1期から第5期にわたり、時代の大きな変化、新たな福祉課題に対応すべく地域福祉実践計画を策定し、各種事業に取り組んできたところであります。

今後も地域福祉を推進する団体として行政とのパートナーシップの更なる強化のもと福祉課題への対応や関係機関等の連携・協働において、「協働の中核」を担う存在になれるよう体制づくりに努めるとともに各種事業を通じて取り組んでまいります。

その一方で安定的な法人運営を推進するには、財政基盤の強化を図っていく必要がありますので引き続き自主財源などの確保に努めてまいりますほか、新たな時代に対応する職員の資質向上に努めてまいります。

本計画を推進するにあたりましては地域住民の方々、行政、関係機関、団体の皆様方とのより一層の強い連携のもと、基本的役割・機能である連絡調整、ネットワーク化、協働に取り組んでまいりますのでより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定に当たりまして、貴重なご意見を賜りました策定委員会委員の皆様をはじめ、「地域福祉懇談会」や「地域福祉に関する意識調査」などにご協力頂いた方々、そして計画策定の協働、ご協力を頂いた函館市のご尽力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

社会福祉法人 函館市社会福祉協議会
会長 大槻 寅 男

目 次

第1章 第6期地域福祉実践計画について	P3～
1 第6期地域福祉実践計画策定の背景と趣旨	
2 地域福祉実践計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 地域福祉計画と地域福祉実践計画の関係	
第2章 社協の課題と地域福祉を取り巻く現状について	P5～
1 社協の現状・課題	
2 地域福祉を取り巻く現状 ※第4次函館市地域福祉計画より転載	
第3章 第6期地域福祉実践計画体系図	P25～
第4章 計画の基本的な考え方	P26～
1 基本理念	
2 基本目標・基本施策	
第5章 第6期地域福祉実践計画の具体的な施策の展開	P27～
基本目標1 人と人がつながる地域づくり	P27～
基本目標2 安心して暮らせる地域づくり	P30～
基本目標3 誰もが参加できる地域づくり	P33～
基本目標4 社協組織運営体制の強化	P36～
第6期地域福祉実践計画具体的な施策の展開(本所支所別)	P38～
＜資料編＞	
○第6期地域福祉実践計画策定委員会等開催経過について	P52
○第6期地域福祉実践計画策定要綱	P53
○第6期地域福祉実践計画策定委員会設置要領	P54
○第6期地域福祉実践計画策定委員会委員名簿	P55
○記録写真	P56

第1章 第6期地域福祉実践計画について

1 第6期地域福祉実践計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化の進行や人口減少社会の到来により、世界でも類を見ない超高齢社会を迎えて、地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化が進むとともに、ライフスタイルの変化などによって、高齢者単身世帯や地域における認知症や障がいのある方への支援、引きこもりなどによる社会からの孤立、近年頻発している災害への対応など、公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題や福祉に関するニーズも増大、多様化しています。

こうした状況の中で、国においては子どもや高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」を実現するために地域住民が福祉課題を自らの課題と捉え、包括的に受け止め、必要に応じて支援機関につなぐ体制の構築を推進することとされています。

また、本年度、函館市が「第4次函館市地域福祉計画」を策定したことをふまえ、函館市社会福祉協議会（以下本会）が、地域住民の皆様をはじめ行政、福祉関係機関、団体等との連携のもと新しい時代の地域福祉推進に向け「第6期地域福祉実践計画」を策定することとなりました。

2 地域福祉実践計画の位置づけ

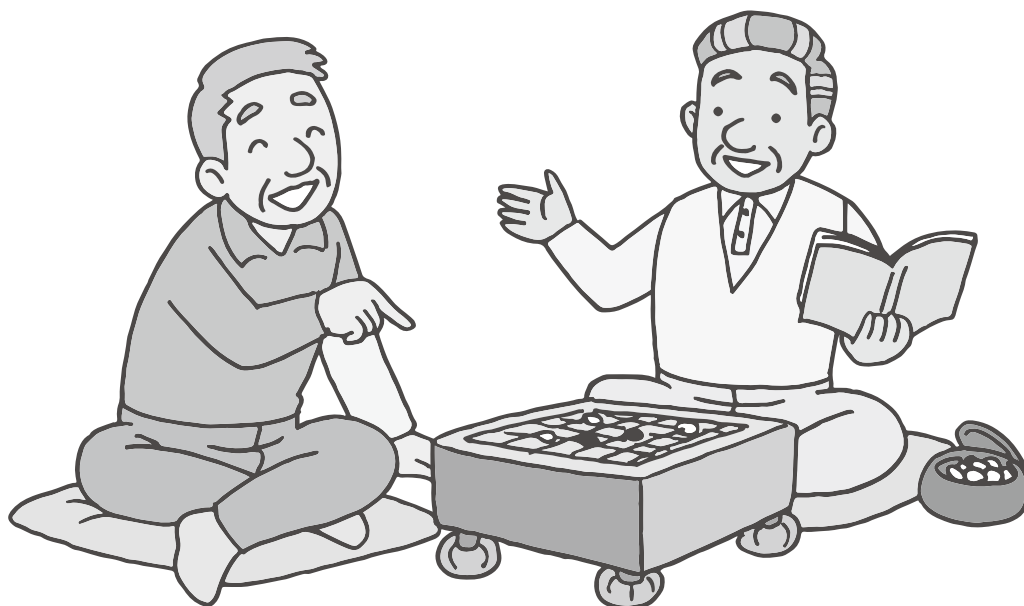
本会が策定する「地域福祉実践計画」は様々な福祉課題に対応するため、これまでの経験、実績を活かし、函館市が策定する第4次函館市地域福祉計画との連携を図り、地域住民や各種関係機関、団体と、連携・協働しながら地域福祉の推進に取り組むこと、本会の組織、運営・経営の発展強化に取り組むことの大きく二つの要素の構成により第6期地域福祉実践計画を策定するものであります。

3 計画の期間

計画期間は2019年度から2023年度までの5年間とします。

4 地域福祉計画と地域福祉実践計画の関係

函館市が策定する「地域福祉計画」は、本市の地域福祉推進の方向性を示す行政計画であり、一方、本会が策定する「地域福祉実践計画」は本会をはじめ、地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として主体的に活動を行いながらお互いに連携し、地域での取り組みを具体的に進めていく、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。



第2章 社協の課題と地域福祉を取り巻く現状について

1 社協の現状・課題

本会は、「地域福祉を推進する団体」として、地域住民の主体的な参加により、生活の拠点である「地域」において共に助け合い、誰もが安心して充実した生活が送れるような、「福祉のまちづくり」の推進に取り組んでおります。

併せて本会は、地域福祉の中核的役割を果たすうえで、地域福祉活動などの役割を担っておりますが、介護保険事業収入、函館市における社協市補助金の見直しなどにより財政基盤はまだまだ不透明な環境に置かれており、今後も引き続き安定した財政基盤の確立への対応が大きな課題のひとつとして挙げられます。

また、地域共生社会の実現に向けた新たな福祉課題に対応するため、職員の資質向上や専門性のあるスタッフの養成、確保も大きな課題です。

計画策定のため函館市と合同で実施した地域福祉に関する意識調査では、本会の認知度について市民に浸透しているとはいえない状況であり本会の認知度をあげるためどうすべきか今後さらに検討が必要であるとともに本会の果たすべき役割について、明確な活動指針や自らの存在意義を示し、その必要性について理解してもらうため、広く一般市民に周知していくことが必要不可欠となっております。

先ほども述べた地域共生社会の実現に向けての取り組みには、「あらゆる生活課題への対応」と「地域とのつながりの再構築」実現のため生活支援体制の強化を図る必要があります。

そのために本会が地域住民、行政、関係機関などと連携、協働するための体制づくりも課題として挙げられるところです。

新たな地域福祉実践計画ではこのような課題を含め上記「地域福祉に関する意識調査」全社協「社協・生活支援活動強化方針」や第5期地域福祉実践計画の評価・進捗結果、第4次函館市地域福祉計画との整合性を図りながら第6期地域福祉実践計画を策定する運びとなりました。

2 地域福祉を取り巻く状況

※第4次函館市地域福祉計画より転載

1 函館市の現状

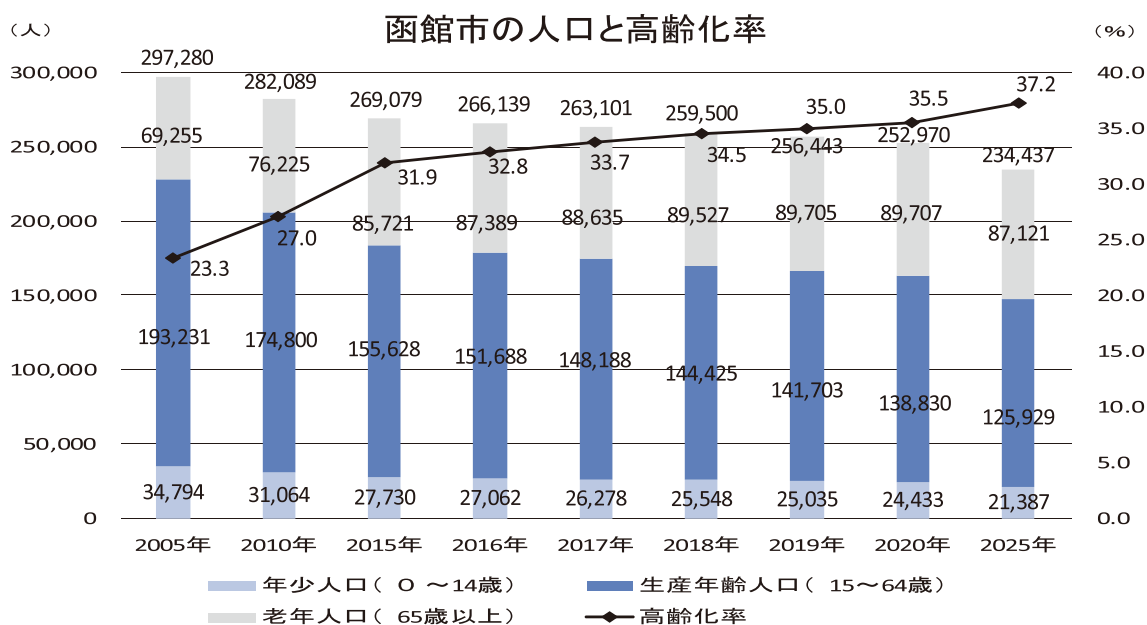
本市では、これまでも人口減少や少子高齢化が進んできていますが、今後においても同様の傾向が続くと見込まれており、若い世代が高齢者を支えるという従来のあり方が困難になると予想されます。

一方で、「介護支援ボランティアポイント事業」や「くらしのサポーター養成研修」によるボランティア登録者など、新たな地域福祉の担い手として期待される住民やNPO法人数は増加傾向にあり今後の活躍が期待されます。

(1) 人口と高齢化率等の状況

本市の人口は減少傾向にあり、2025年には234,437人になると推計されています。

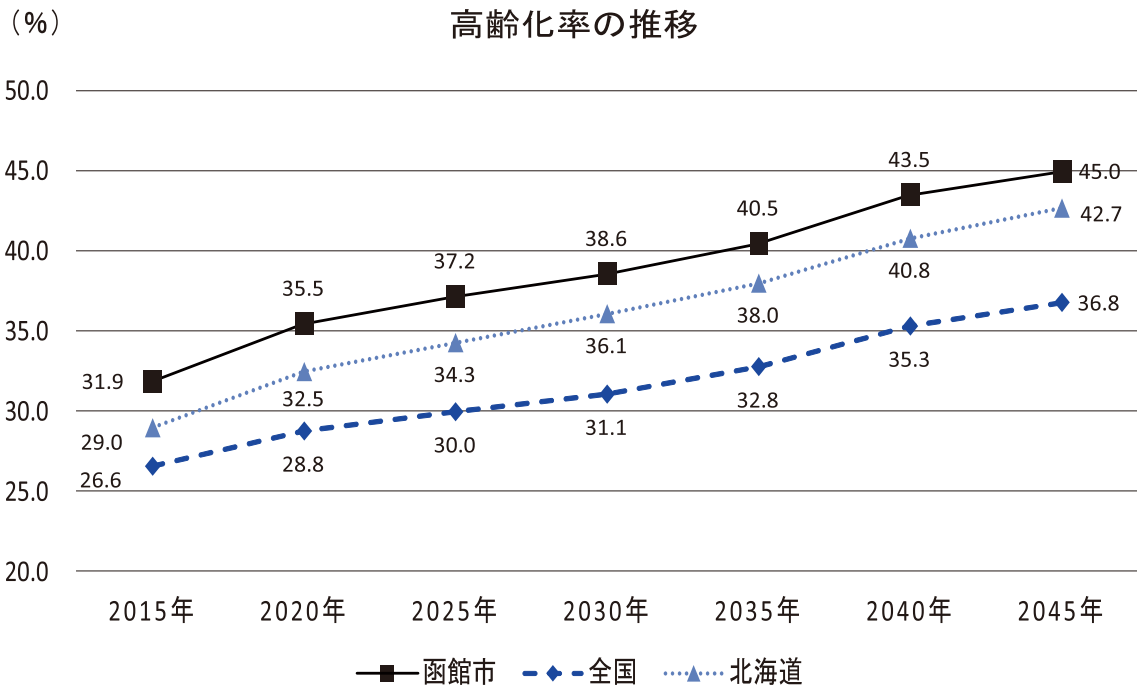
65歳以上の高齢者数は、2020年をピークに減少に転じますが、高齢化率は上昇を続け、全国および全道と比較しても高い割合で推移し、認知症高齢者等の人数についても増加すると推計されます。



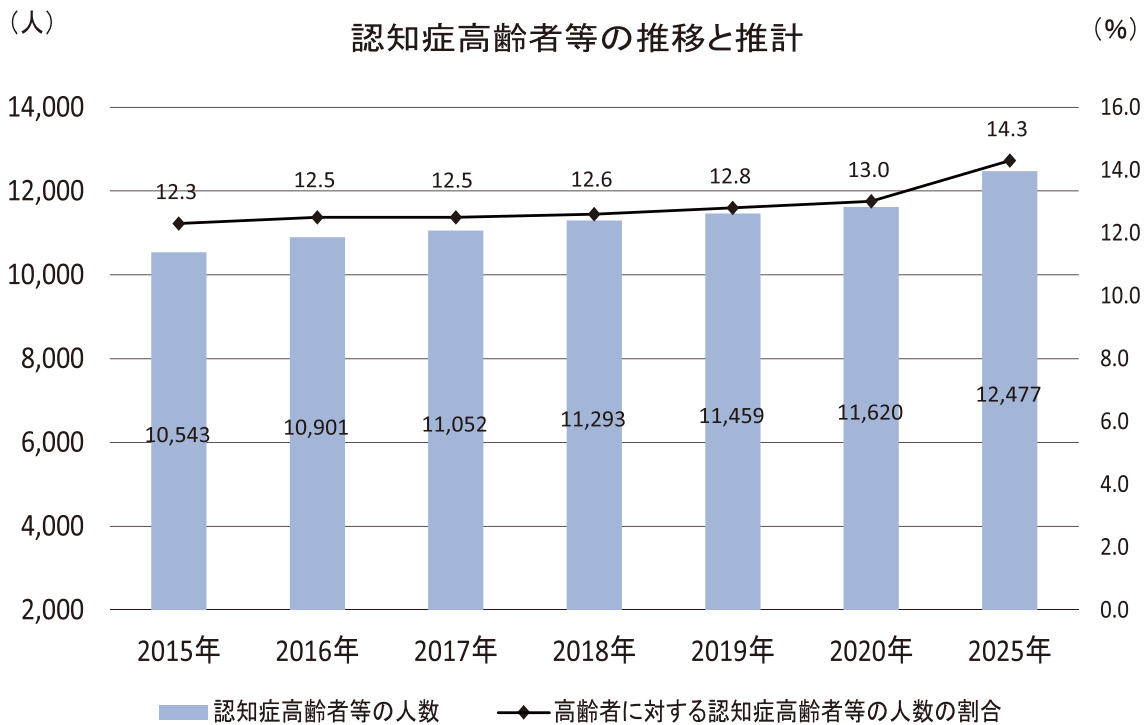
【資料】(～2018年(平成30年)) 函館市「住民基本台帳人口」各年9月末実績

(2019年(平成31年)～) 函館市「第8次函館市高齢者保健計画・

第7期函館市介護保険事業計画」



【資料】 国立社会保障・人口研究所「日本の将来推計人口（2017年（平成29年）推計）」

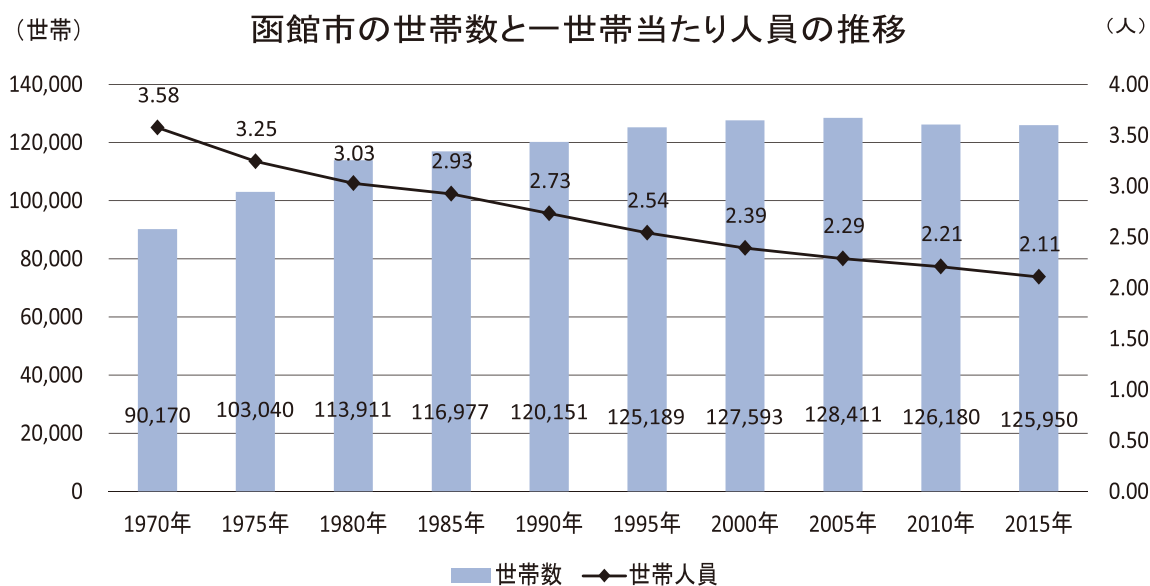


【資料】 函館市「第8次函館市高齢者保健計画・第7期函館市介護保険事業計画」

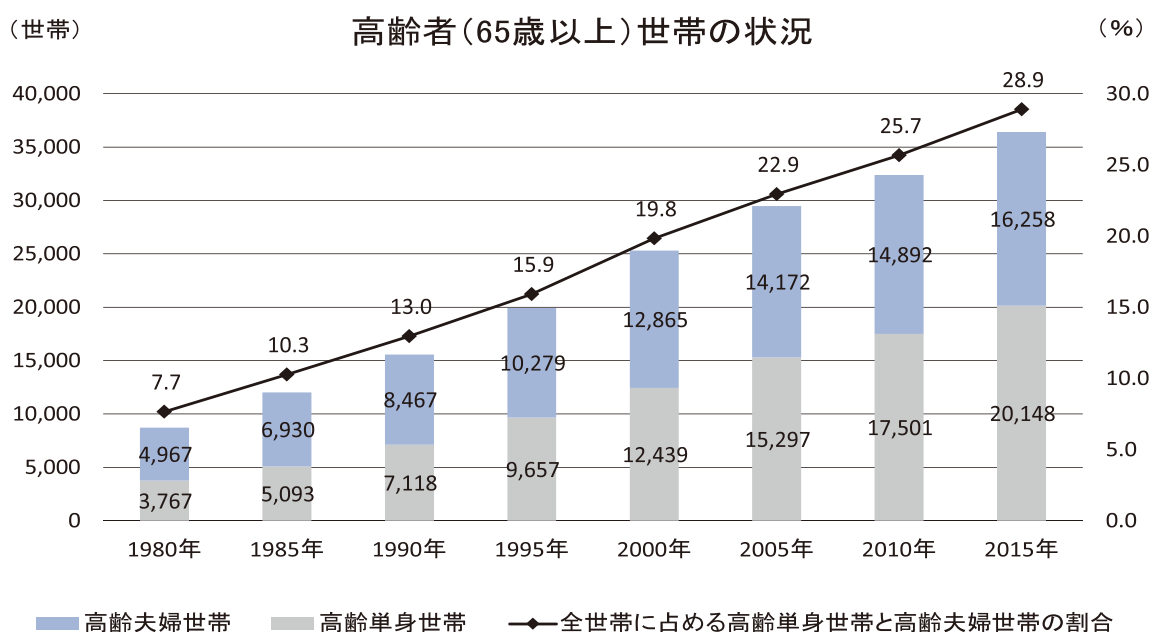
(2) 世帯の状況

本市の世帯数は、2005年（平成17年）まで増加が続いた後、減少に転じましたが、一世帯あたりの人員は1970年（昭和45年）以降減少が続いており、核家族化が進行しています。

また、高齢者世帯の割合も増加しており1985年（昭和60年）～2015年（平成27年）の30年間で約3倍となっています。



【資料】総務省「国勢調査」

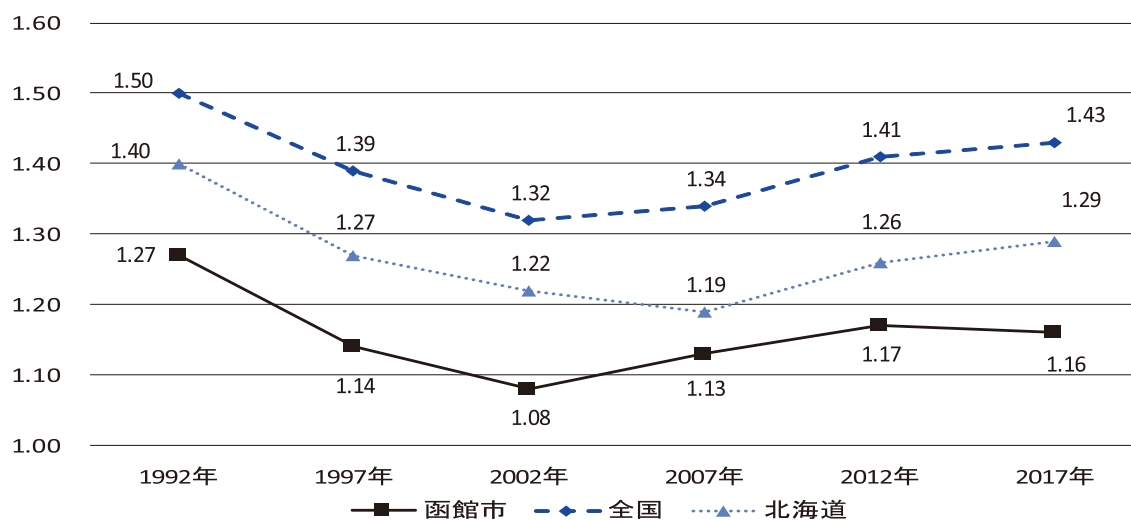


【資料】総務省「国勢調査」

(3) 出生数と死亡数の状況

本市の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する数値）は2002年（平成14年）以降上昇傾向にありましたが、2017年（平成29年）には減少に転じ、子どもを産み育てる世代の人口が減少していることにより出生数は減少し、1997年（平成9年）以降死亡数が出生数を上回る状態が続いています。

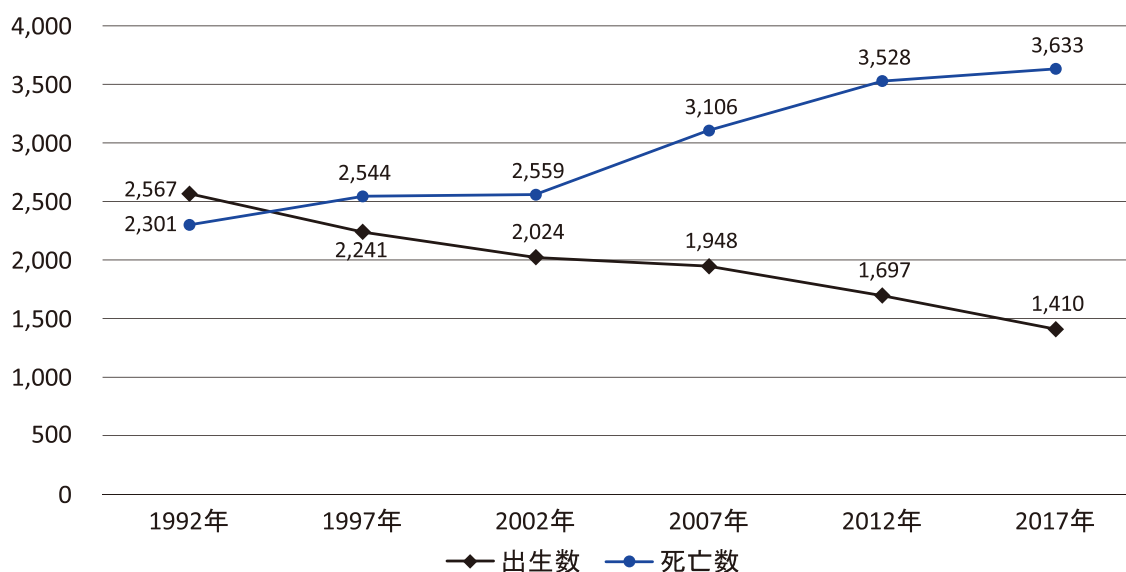
合計特殊出生率の推移



【資料】市立函館保健所「函館市の人口動態」

(人)

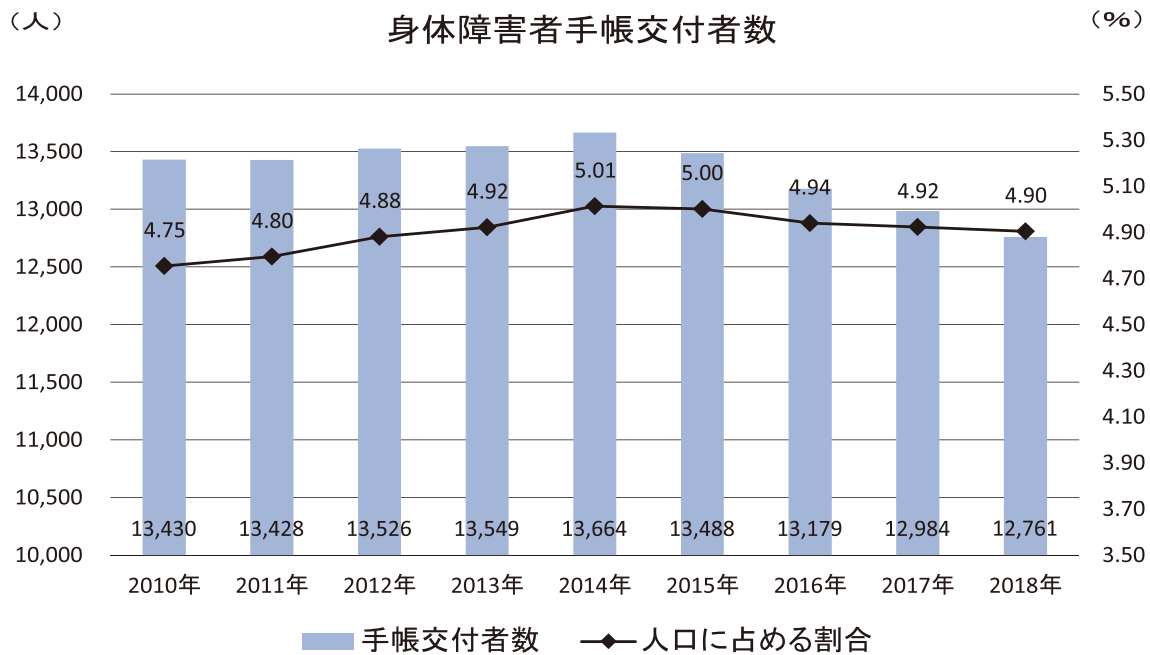
函館市の出生数と死亡数の推移



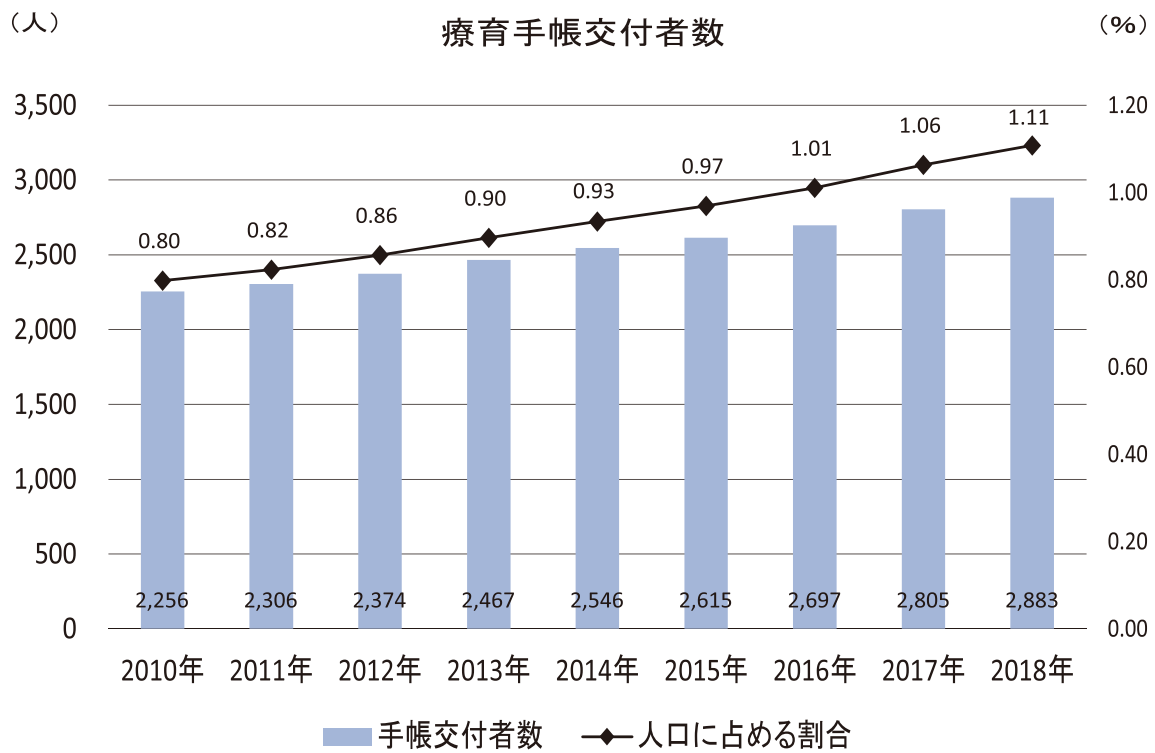
【資料】市立函館保健所「函館市の人口動態」

(4) 障がい者の状況

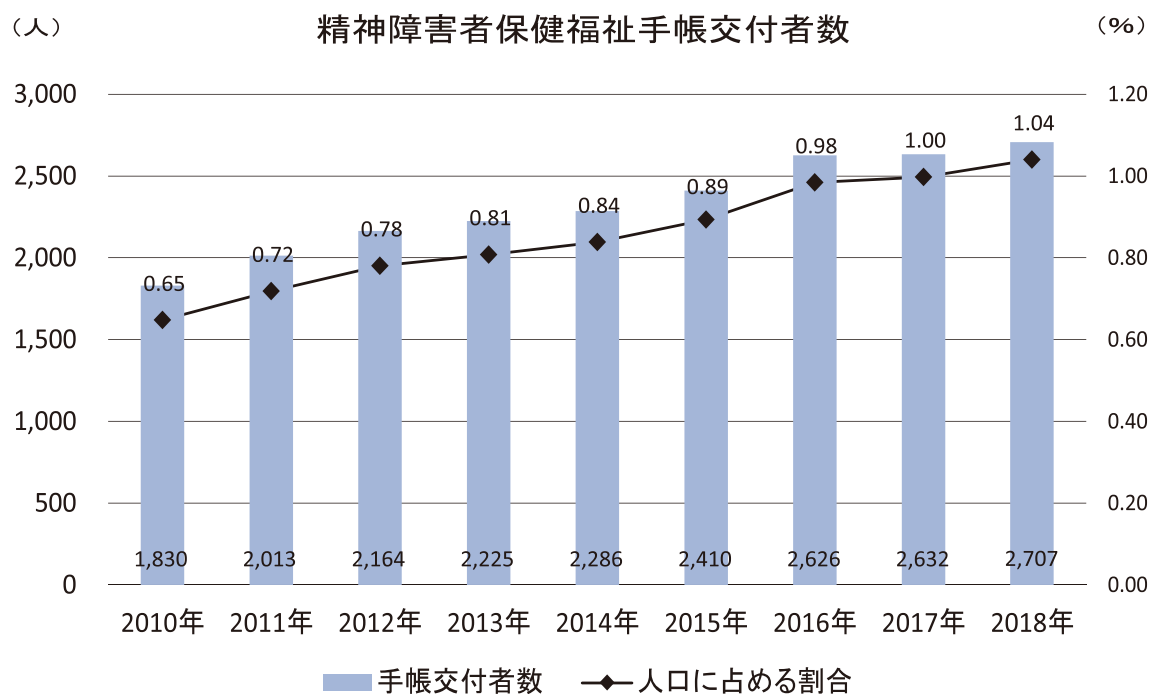
本市の身体障害者手帳（身体の各機能に永続する障がいがあり，身体障害者福祉法別表に掲げる障がいに該当する方が対象：障がいの程度1～6級）交付者数は，2014年（平成26年）をピークに減少していますが，療育手帳（知能指数が判定の結果一定の基準を下回る方が対象：障がいの程度A・B），精神障害者保健福祉手帳（精神疾患を有する方のうち，精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制約のある方が対象：障がいの程度1～3級）の交付者数は年々増加しています。



【資料】 函館市「保健福祉部の概要」



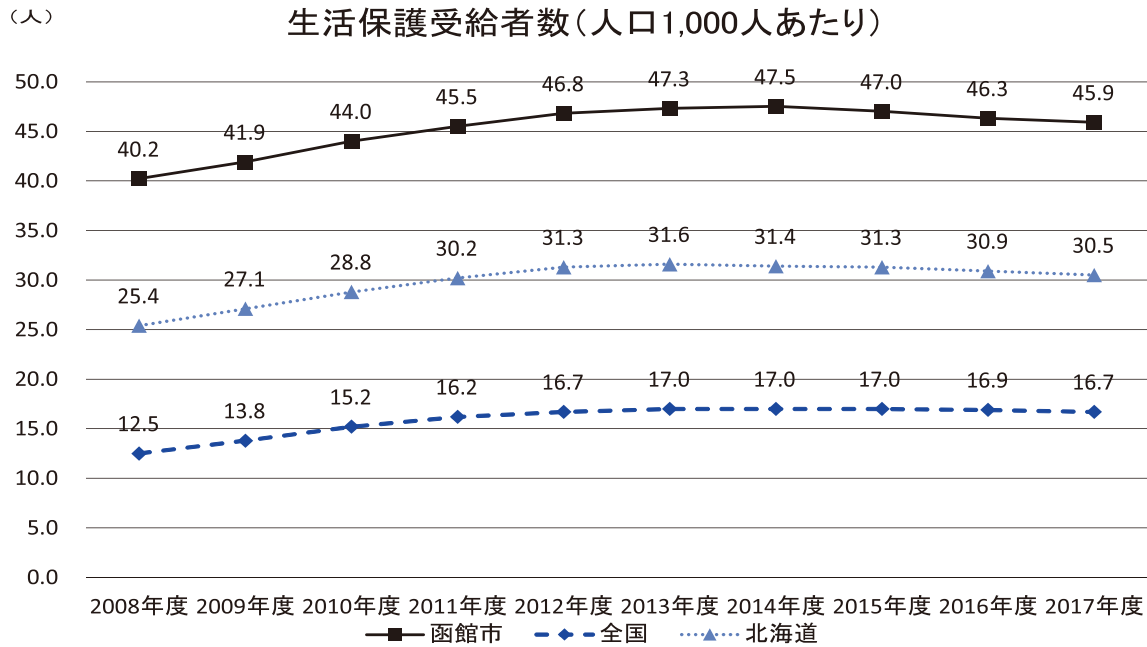
【資料】函館市「保健福祉部の概要」



【資料】函館市「保健福祉部の概要」

(5) 生活保護受給者数の状況

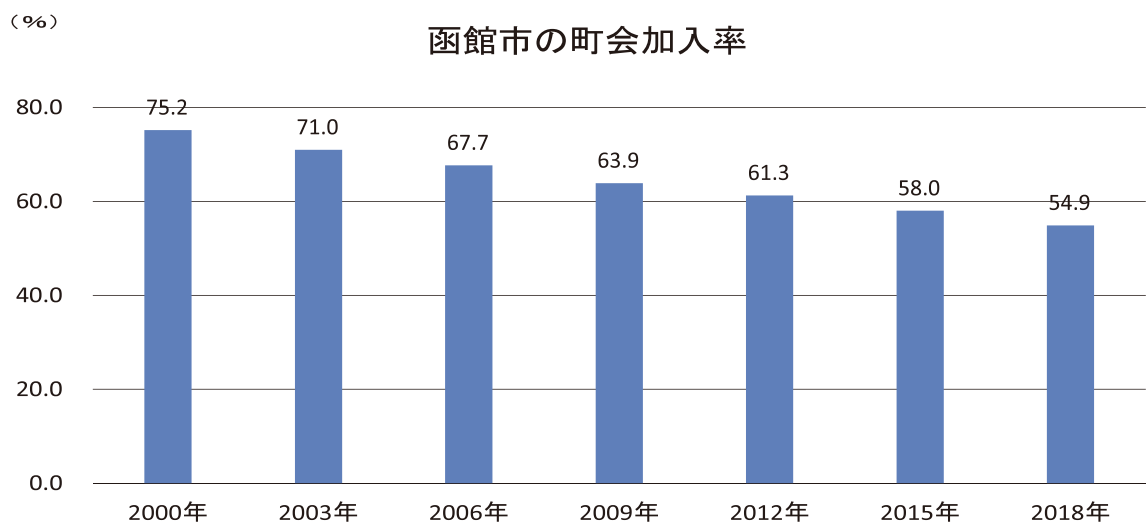
本市の生活保護受給者数は、全国および全道と比較して高い水準で推移しています。



【資料】 函館市「生活保護の動向」

(6) 町会加入率の状況

本市の町会加入率は年々減少しており、2018年（平成30年）では54.9%となっています。

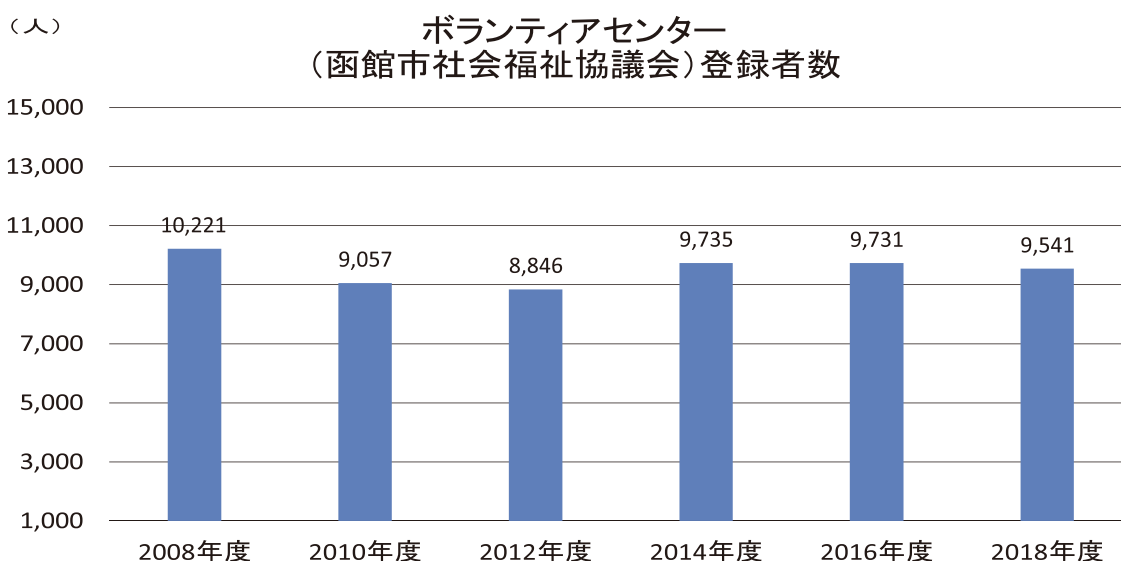


【資料】 函館市

(7) ボランティア登録者の状況

函館市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの登録者数は、近年ほぼ横ばいとなっています。

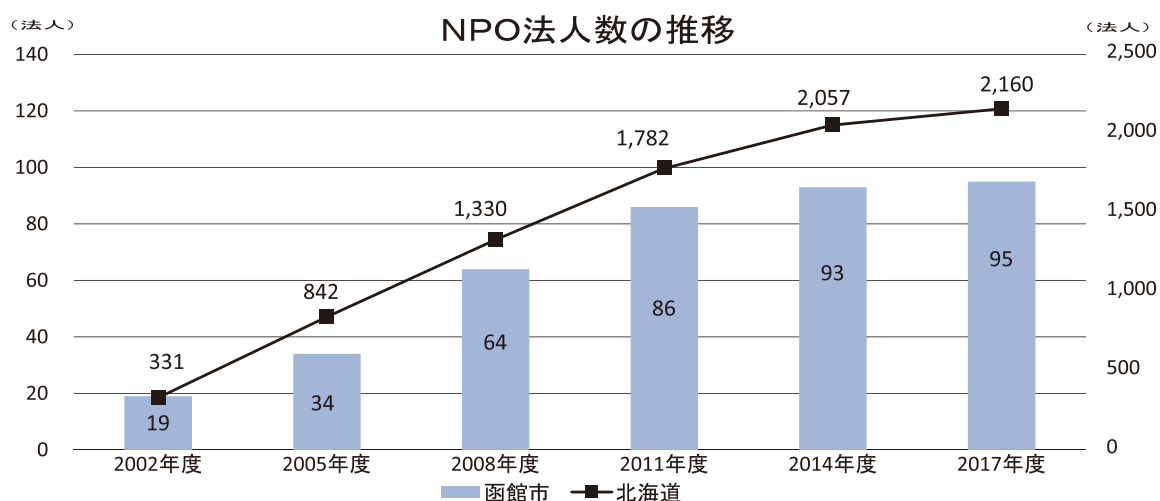
そのほか、本市が2014年度（平成26年度）より開始した「介護支援ボランティアポイント事業」や、2016年度（平成28年度）より開始した「くらしのサポーター養成研修」によるボランティア登録者数は2017年度（平成29年度）末現在で計495名おり年々増加しています。



【資料】 函館市社会福祉協議会

(8) NPO法人の状況

本市のNPO法人数は、制度創設以降年々増加しておりますが、近年はほぼ横ばいの状況となっています。

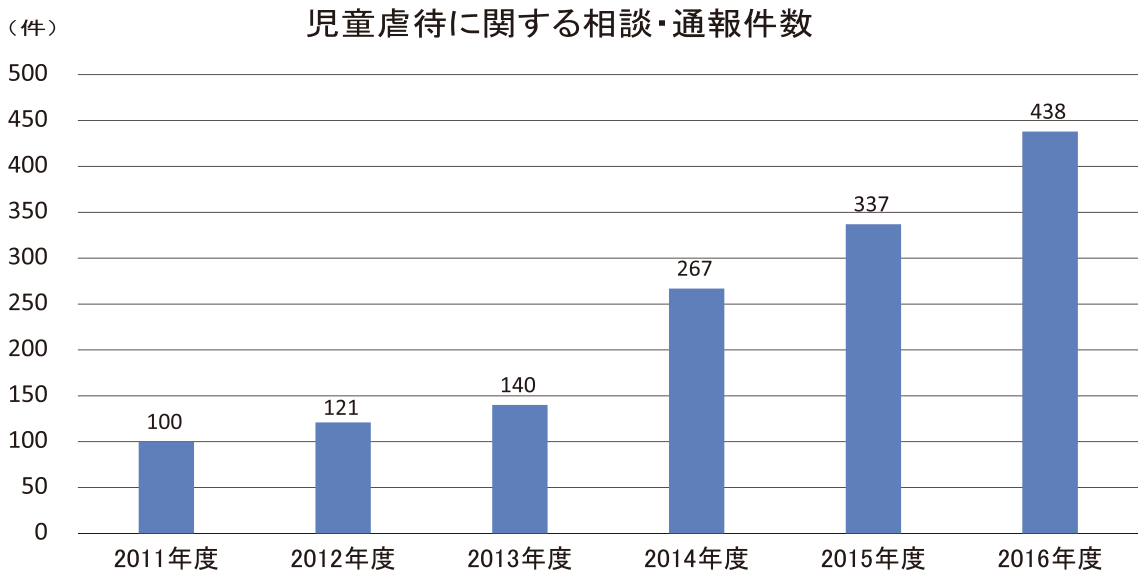


【資料】 北海道「北海道市民活動団体情報提供システム」

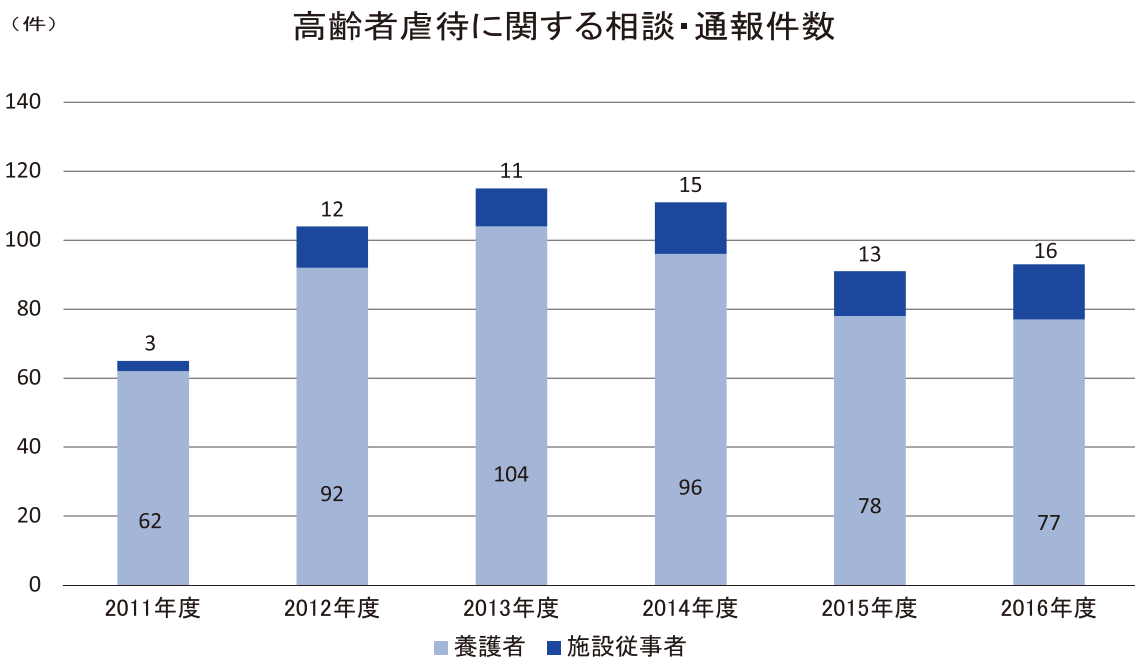
(9) 虐待に関する状況

児童虐待に関する相談・通報件数は増加しており、地域社会の虐待に関する意識の向上等による増加と考えられます。一方、高齢者虐待については、減少傾向となっています。

また、障がい者に関する相談・通報件数は年間10件前後でほぼ横ばいとなっています。



【資料】函館児童相談所「平成29年度版業務概要」



【資料】函館市「函館市要援護高齢者・障がい者対策協議会資料」

2 計画策定のための取組

(1) 地域福祉懇談会

① 開催目的

第3次函館市地域福祉計画に基づき、地域福祉の理念の普及に努めるとともに、地域福祉活動の取組状況や課題について意見交換を行うため開催しました。

② 開催時期

2017年（平成29年）7月～12月

③ 開催地区

第8次函館市高齢者保健福祉計画・第7期函館市介護保険事業計画の日常生活圏域（東央部第2地区は広域のため2回、東部4支所管内は地区ごとに開催）において開催しました（全14回）。

④ 参集対象

町会役員，在宅福祉委員，民生委員・児童委員，小中学校関係者（PTA含む），地域包括支援センター職員，地域福祉コーディネーター，高校生，大学生，地域福祉活動団体等

⑤ 主な意見

地域福祉活動では、担い手の高齢化や後継者不足により活動を縮小せざるを得ないことのほか、特定の役員や参加者のみでの集まりが多く、世代間の交流ができていないことなどが、多くの地域から意見として出されました。

また、支援が必要と思われる人の早期発見や支援拒否も課題として挙げられ、対応としてはアウトリーチ（※1）の実施、訪問を希望しない高齢者等に対しては、家の様子を気にかけるなどの方法が有効との意見もありました。

※1 アウトリーチとは

援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対し、公的機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

(2) 地域福祉に関する意識調査

近所に住んでいる方への関心や望ましいと思う関係性について、世代間による考え方の違いが顕著に表れており、年齢が低くなるほど挨拶程度の軽い付き合いを望んでいることが見受けられます（P18-イ参照）。

また、若い世代の方は、ボランティアや地域活動に参加しない理由として、時間的な余裕がないことのほか、活動に関する知識や情報、始めるきっかけがないことを挙げており、情報提供やきっかけづくりの必要性が明らかになりました（P21-オ参照）。

さらに、企業における地域貢献活動への取組については、約80%の企業が何らかの地域貢献活動に取り組んでおり、また、多くの企業は行政、市民団体等との協働を望んでいると回答しています（P23-キ、P24-ケ参照）。

① 調査目的

市民および企業の地域福祉に関する意識や取組状況を調査することにより、本市における課題や問題点を整理し、第4次函館市地域福祉計画および第6期地域福祉実践計画に反映させるため実施しました。

② 調査実施時期

2018年（平成30年）5月～7月

③ 調査内容

日常的な近所付き合いをはじめ、地域における福祉活動等への参加状況や福祉施策に対する認知度等について調査しました。

④ 調査方法

無記名、選択式（一部自由記述）によるアンケート用紙を郵送配布・回収および町会、学校を通じ配布・回収しました。

⑤ 調査対象

ア 個人：

- 一 一般 20歳以上60歳未満の市民を住民基本台帳より無作為抽出 2,000名
- 60歳以上の町会加入の市民 市内全183町会×6名＝ 1,098名
- 計 3,098名

学 生 以下の高校・大学・専門学校生

105名

函館大妻高等学校
北海道教育大学函館校
函館大学
函館大谷短期大学
函館臨床福祉専門学校

イ 企業等：従業員数が概ね30名以上の市内事業所を無作為抽出

150事業所

⑥ 回答数

ア 個人：一般 1,224名（回答率 39.5%）

学生 96名（回答率 91.4%）

イ 企業等：84事業所（回答率 56.0%）

⑦ 調査結果報告書

学校法人野又学園 函館大学 准教授 大橋美幸氏，国立大学法人
北海道教育大学函館校 准教授 外崎紅馬氏の協力により作成しました。

⑧ 主な調査結果

「地域福祉に関する意識調査」（一般用）

ア あなたは、隣近所にどのような人が住んでいるか知っていますか？

《一つだけ○》

(人)

区 分	年 齢				合 計
	20～39歳	40～64歳	65～74歳	75歳以上	
よく知っている	13 7.0%	54 11.7%	134 43.8%	105 44.9%	306 25.8%
ある程度知っている	91 49.2%	295 64.0%	161 52.6%	121 51.7%	668 56.3%
ほとんど知らない	66 35.7%	99 21.5%	11 3.6%	8 3.4%	184 15.5%
まったく知らない	15 8.1%	13 2.8%	0 0.0%	0 0.0%	28 2.4%
合 計	185 100.0%	461 100.0%	306 100.0%	234 100.0%	1,186 100.0%

イ あなたは、隣近所との付き合いでどのような関係が一番良いと思いますか？《一つだけ○》 (人)

区 分	年 齢				合 計
	20～39歳	40～64歳	65～74歳	75歳以上	
普段から何でも話したり協力できる関係	31 16.8%	118 25.9%	160 52.6%	137 58.8%	446 37.9%
何かあったときだけ協力し合える関係	56 30.3%	158 34.6%	93 30.6%	64 27.5%	371 31.5%
挨拶程度の軽い付き合い	83 44.9%	158 34.6%	50 16.4%	31 13.3%	322 27.3%
交流は特に必要ない	14 7.5%	21 4.6%	1 0.4%	1 0.4%	37 3.1%
その他	1 0.5%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.2%
合 計	185 100.0%	456 100.0%	304 100.0%	233 100.0%	1,178 100.0%

ウ あなたが居住している地域では、どのような生活課題があると思いますか？ 《あてはまる番号すべてに○》 (人)

区 分	人 数 パーセント (n=1,224)
あいさつなど隣近所との付き合いが少ない	190 15.5%
子どもや若者が少ない	700 57.2%
人が集まれるような催しが少ない	284 23.2%
地域の情報が入ってこない	194 15.8%
空き家が増えた	401 32.8%
人が集まれるような拠点がない	192 15.7%
何か困ったことがあった場合の相談先が少ない	175 14.3%
高齢者、子ども、若者など世代間での交流が少ない	444 36.3%
見守りや雪かきなど何らかの手助けが必要な世帯が増えた	524 42.8%
暗い夜道など危険な場所が増えた	146 11.9%
外出の際の交通機関が少ない	298 24.3%
近所に買い物できる場所が少ない	317 25.9%
働く場所が少ない	229 18.7%
わからない	105 8.6%
その他	26 2.1%

エ あなたはボランティアや地域活動に参加したことがありますか？

《一つだけ○》

(人)

区 分	年 齢				合 計
	20～39歳	40～64歳	65～74歳	75歳以上	
積極的に参加している	3 1.6%	41 8.9%	166 54.4%	130 56.0%	340 28.8%
時々参加している	11 5.9%	67 14.6%	96 31.5%	65 28.0%	239 20.2%
これから機会があれば 参加してみたい	26 14.1%	49 10.7%	9 3.0%	3 1.3%	87 7.4%
以前参加していたが、 現在は参加していない	22 11.9%	56 12.2%	10 3.3%	19 8.2%	107 9.1%
参加したことがない	123 66.5%	246 53.6%	24 7.8%	15 6.5%	408 34.5%
合 計	185 100.0%	459 100.0%	305 100.0%	232 100.0%	1,181 100.0%

オ 「以前参加していたが、現在は参加していない」、「参加したことがない」人のボランティアや地域活動に参加しない理由

《あてはまる番号すべてに○》

(人)

区 分	年 齢			
	20～39歳 (n=145)	40～64歳 (n=303)	65～74歳 (n=34)	75歳以上 (n=34)
時間的な余裕がないから	105 72.4%	214 70.6%	14 41.2%	9 26.5%
経済的な余裕がないから	32 22.1%	50 16.5%	4 11.8%	2 5.9%
健康や体力面の心配があるから	10 6.9%	49 16.2%	13 38.2%	25 73.5%
一緒に活動する仲間がないから	30 20.7%	53 17.5%	3 8.8%	2 5.9%
地域にボランティアや地域活動の 団体がないから	17 11.7%	16 5.3%	3 8.8%	3 8.8%
活動に関する知識や情報がないから	49 33.8%	77 25.4%	6 17.6%	4 11.8%
始めるきっかけがないから	42 29.0%	77 25.4%	6 17.6%	7 20.6%
既に活動をしている人の中に加わ りづらいから	13 9.0%	20 6.6%	1 2.9%	1 2.9%
人づきあいが苦手だから	28 19.3%	61 20.1%	5 14.7%	2 5.9%
人づきあいがわずらわしいから	19 13.1%	37 12.2%	4 11.8%	0 0.0%
自分のことは自分で何とかすべき だと思うから	2 1.4%	8 2.6%	3 8.8%	5 14.7%
興味・関心がないから	25 17.2%	48 15.8%	4 11.8%	1 2.9%
その他	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%

カ 次の法律・制度・条例や活動内容について知っていますか？

《あてはまる番号に○》

(人)

区 分	よく知っ ている (n=1,224)	ある程度 知っている (n=1,224)	ほとんど 知らない (n=1,224)	全く知ら ない (n=1,224)	未記入 (n=1,224)
障害者差別解消法	30 2.5%	290 23.7%	465 38.0%	342 27.9%	97 7.9%
育児・介護休業法	97 7.9%	525 42.9%	351 28.7%	163 13.3%	88 7.2%
成年後見制度利用促進法	80 6.5%	355 29.0%	403 32.9%	299 24.4%	87 7.1%
再犯防止促進法	29 2.4%	192 15.7%	506 41.3%	393 32.1%	104 8.5%
函館市社会福祉協議会	245 20.0%	415 33.9%	281 23.0%	224 18.3%	59 4.8%
函館市成年後見センター	69 5.6%	237 19.4%	426 34.8%	396 32.4%	96 7.8%
市民後見人	61 5.0%	240 19.6%	435 35.5%	394 32.2%	94 7.7%
生活困窮者自立支援制度	70 5.7%	321 26.2%	464 37.9%	285 23.3%	84 6.9%
地域包括支援センター	296 24.2%	405 33.1%	233 19.0%	223 18.2%	67 5.5%
町会	509 45.3%	411 36.6%	191 17.0%	74 6.6%	39 3.5%
民生委員・児童委員	349 28.5%	426 34.8%	241 19.7%	153 12.5%	55 4.5%
在宅福祉委員	299 24.4%	241 19.7%	358 29.2%	262 21.4%	64 5.2%
障害者相談員	63 5.1%	280 22.9%	481 39.3%	305 24.9%	95 7.8%
保護司	161 13.2%	401 32.8%	322 26.3%	270 22.1%	70 5.7%
子ども食堂	87 7.1%	424 34.6%	348 28.4%	286 23.4%	79 6.5%
はこだて若者サポートステーション	22 1.8%	122 10.0%	499 40.8%	491 40.1%	90 7.4%
函館いのちのホットライン	53 4.3%	328 26.8%	418 34.2%	338 27.6%	87 7.1%
地域福祉コーディネーター	33 2.7%	172 14.1%	475 38.8%	447 36.5%	97 7.9%
社会を明るくする運動	99 8.1%	237 19.4%	386 31.5%	421 34.4%	81 6.6%
函館市福祉のまちづくり条例	47 3.8%	241 19.7%	473 38.6%	382 31.2%	81 6.6%

「地域福祉に関する意識調査」(企業用)

キ 貴社は、地域貢献活動に取り組まれていますか?《一つだけ○》
(付近の清掃や植栽等の美化活動など、地域での身近な活動も含みます。)

(社)

区 分	企業数
現在, 取り組んでいる	67 79.8%
今後, 取り組んでいくため検討中	1 1.2%
以前取り組んでいたが, 現在は取り組んでいない	3 3.6%
今のところ取り組む予定はない	7 8.3%
未定	5 6.0%
未記入	1 1.1%
合 計	84 100.0%

ク 貴社において、地域貢献活動に対し活発に取り組むためにはどのような方策が必要だと思えますか?《あてはまる番号すべてに○》

(社)

区 分	企業数 (n=84)
活動する際に必要な手法などの情報提供の充実	38 45.2%
活動に関する相談窓口の充実	15 17.9%
企業同士が情報交換できる場の設定	12 14.3%
実際に活動できる場の情報提供	24 28.6%
企業と市民団体を結ぶコーディネート機能の充実	17 20.2%
資金提供や寄付を行える仕組みづくり	12 14.3%
わからない	9 10.7%
その他	0 0.0%

ケ 貴社が地域貢献活動に取り組む場合、どのような形態が良いと思いますか？《一つだけ○》 (社)

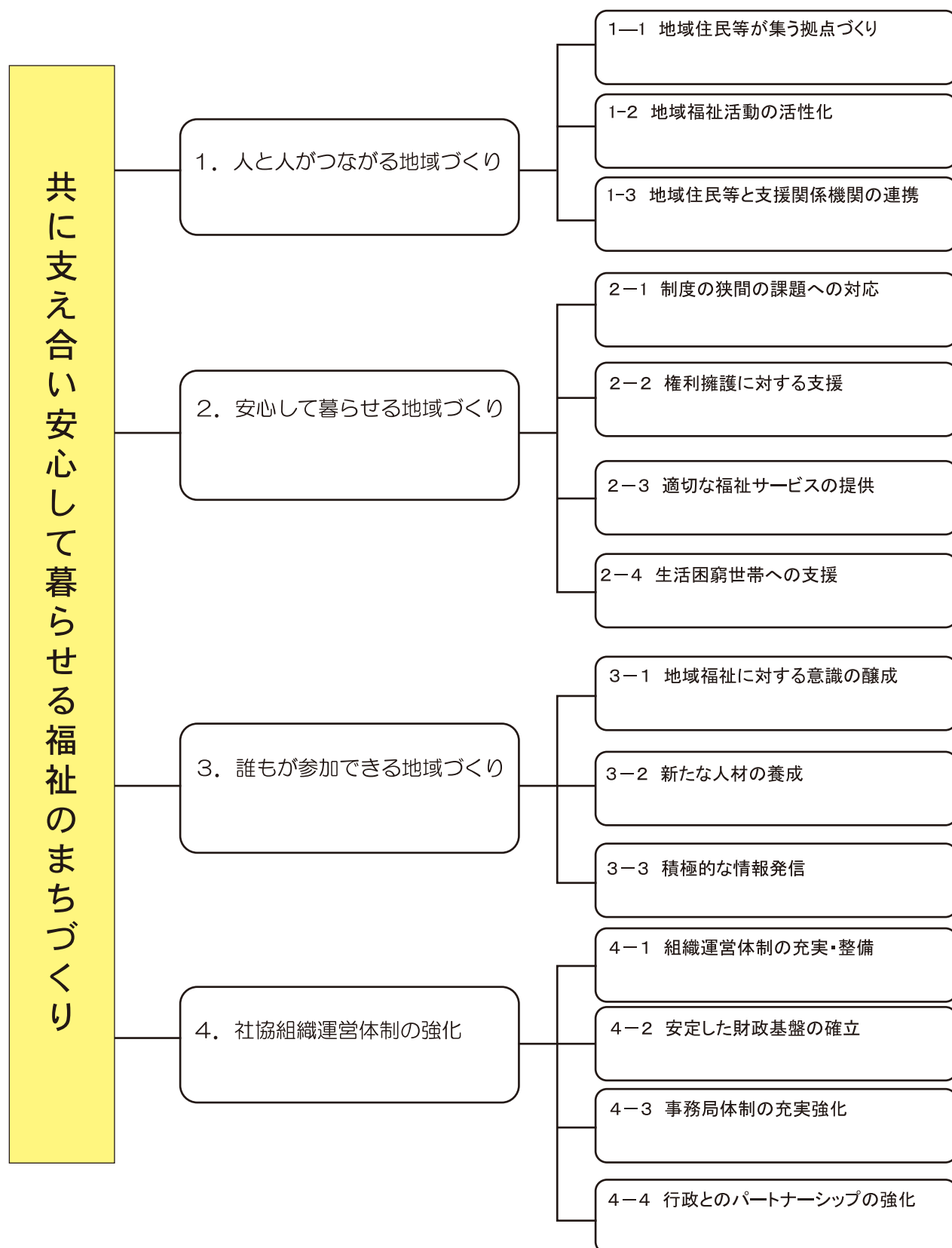
区 分	企 業 数
それぞれの企業が単独で行う	14 16.7%
複数の企業が協力して行う	6 7.1%
企業と市民団体等が協働で行う	7 8.3%
企業と行政が協働で行う	11 13.1%
企業・行政・市民団体等が協働で行う	39 46.4%
わからない	6 7.2%
その他	0 0.0%
未記入	1 1.2%
合 計	84 100.0%

第3章 第6期地域福祉実践計画体系図

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

共に支え合い安心して暮らせる福祉のまちづくり

少子高齢化や核家族化の進行、地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化、また、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、さらに権利擁護の問題など、地域における福祉課題がますます多様化、複雑化しています。

深刻化するそれらの諸問題を解決するため、本会が地域福祉を中核的に推進する団体として、助言、情報提供、支援を行うとともに、地域住民、行政、町会、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPOなどと問題意識の共有、解決のために協働、連携しながら、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるために、共に支え合いながら、みんなで地域福祉を推進していこうという願いがこの基本理念に込められています。

2. 基本目標・基本施策

基本理念を実現するために、4つの基本目標を掲げ計画を推進します。
なお、計画の基本目標等は、函館市の地域福祉計画と一体的に連携を図り取り組むものとし、同一の基本目標・施策とするものです。

- 基本目標 1. 人と人がつながる地域づくり
- 基本目標 2. 安心して暮らせる地域づくり
- 基本目標 3. 誰もが参加できる地域づくり
- 基本目標 4. 社協組織運営体制の強化

第5章 第6期地域福祉実践計画の具体的な施策の展開

○基本目標 1. 人と人がつながる地域づくり

少子高齢化の進行に伴い、家族や近隣同士での助け合いや支え合いが少なくなり、地域においてのつながりも希薄になってきております。

今後、地域社会において人と人のつながりを築くためには、地域で誰もが気軽に参加し、多くの世代が交流できるような拠点づくりや活動場所として、地域にある既存施設の活用を図ります。

地域福祉活動の担い手の高齢化等により、将来的な福祉活動の継続が難しくなっている状況であることから、新たな担い手の確保に取り組み、その活性化に努めるとともに、従来から取り組んできた小地域福祉活動をさらに推進し、地域のつながりを再構築するため、支援関係機関と連携、協働し、相談・サービス体制の強化、充実に地域の皆さんとともに取り組みます。

○基本施策

- | | |
|-----|-----------------|
| 1-1 | 地域住民等が集う拠点づくり |
| 1-2 | 地域福祉活動の活性化 |
| 1-3 | 地域住民等と支援関係機関の連携 |

○基本施策 1-1 地域住民等が集う拠点づくり

～基本施策 1-1 に該当する主な事業の方向性～

○施設の運営

本会として指定管理者を受託しているあいよる21（函館市総合福祉センター）内の各種センターの運営や、椴法華支所の特定施設入所者生活介護（とどほっけ介護付有料老人ホームほのぼの）、銭亀沢支所の根崎生活館の運営につきましては、本会の特性を生かしながら、地域福祉の拠点としての既存施設の活用を促進を図ります。

○各サロン事業、世代間交流事業

地域の子どもから高齢者や障がい者まで交流のできる居場所づくりや、世代間交流の場として「サロン」などの開設の支援に取り組むとともに、サロンや居場所で、多くの世代が交流できる活動として世代間交流事業にも取り組みます。

～その他基本施策 1 - 1 に該当する事業～

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ○老人花園菜園事業（亀田） | ○健康・生きがいづくり教室 |
| ○元気ハツラツ教室事業（恵山） | ○ひとり暮らし高齢者の集い（南茅部） |
| ○お達者交流会（恵山） | |

○基本施策 1 - 2 地域福祉活動の活性化

～基本施策 1 - 2 に該当する主な事業の方向性～

○地域づくり活動支援事業（仮称）の実施

これまで、居場所（サロン）等の実施をしたモデル地区3カ所（万代、石川、青柳地区）で得たノウハウを生かし、小地域（より身近な地域）において地域福祉ニーズに対応するための居場所（サロン）づくりなどの活動や、専門職並びに専門関係機関と連携による相談体制の支援について地域住民と一体となり取り組むこととし、これらの活動にあたっては、「地域住民が小地域の中で居場所（サロン）を作っていく活動の調整や支援」「居場所（サロン）づくり活動の中で困りごと・ニーズを把握し専門家・機関につなぐ」役割として地域福祉コーディネーターを複数名配置し、事業の推進を図ってまいります。

また今後5か年で市内全域の小地域で順次、居場所（サロン）を作っていく活動を進めていくことにより地域共生社会の実現に向けた取り組みを行ってまいります。

～その他基本施策 1 - 2 に該当する事業～

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ○障がい者、高齢者、児童母子団体等への支援 | |
| ○地域子ども会育成活動への援助 | ○各種団体の運営、大会の支援事業 |
| ○障がい者のふれあい交流事業 | ○敬老行事助成金配分事業 |

○基本施策 1 - 3 地域住民等と支援関係機関の連携

～基本施策 1 - 3 に該当する主な事業の方向性～

○ふれあいのまちづくり事業（函館市社会福祉総合相談センターの運営）

地域住民が地域にある福祉課題について相談するための窓口として、従来から設置してる函館市社会福祉総合相談センターを引き続き実施するとともに、

当該相談センターと社協内外各相談窓口の連携強化、専門職相談員の登用、市内出張相談の開催などさらなる相談体制の強化に努めるとともに、様々な福祉課題に対応した適切な支援体制の構築を図ってまいります。



○基本目標2. 安心して暮らせる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、日常生活において地域住民がそれぞれ抱えているフォーマル、インフォーマルな地域生活課題を、早期に発見、支援する仕組みが必要であり、福祉サービスを必要とする人に適時・適切なサービス提供できる環境を整えることが必要です。

また、サービス利用者の権利擁護を図るとともに、判断能力が不十分な方に対する日常生活の支援や権利擁護を進めることや、様々な理由で生活困窮に陥ることによる社会的孤立の方の支援が必要になっています。

本会は、地域住民等、支援関係機関、行政との連携、協働を図りながら、事業を通じてその対応に向けた施策に取り組みます。

○基本施策

- | | |
|-----|--------------|
| 2-1 | 制度の狭間の課題への対応 |
| 2-2 | 権利擁護に対する支援 |
| 2-3 | 適切な福祉サービスの提供 |
| 2-4 | 生活困窮世帯への支援 |

○基本施策 2-1 制度の狭間の課題への対応

～基本施策 2-1 に該当する主な事業の方向性～

○在宅福祉ふれあいサービス事業

小地域における住民主体の福祉活動として平成3年度より実施している在宅福祉ふれあいサービス事業は、函館市における地域福祉活動の先駆的事业として広く浸透してきました。一方、在宅福祉委員の担い手不足や見守り活動等の中から発見した福祉課題の解決のため、支援関係機関とのさらなる連携の必要性などの課題もあります。

今後はこれまで築かれた基盤を基に現在実施している事業に合わせ、今日の福祉課題に対応すべき小地域福祉活動として居場所づくりなどの展開を図っていくことや事業対象範囲の拡充などを検討していくほか、「地域づくり活動支援事業（仮称）」や「ふれあいのまちづくり事業」などの本会事業と連動して実施することにより地域共生社会の実現に向けた取り組みを行ってまいります。

併せて休止や未設置の町会エリアに対して、事業再開、開始のための支援を行いながら事業の全市的な展開に努めてまいります。

～その他基本施策2-1に該当する事業～

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ○独居老人福祉ヤクルト支給（銭亀沢） | ○介護機器貸出事業 |
| ○福祉車両の貸出 | ○年賀、暑中見舞い作成事業（南茅部） |
| ○電話安否確認サービス事業（南茅部） | ○在宅独居高齢者実態調査（南茅部） |
| ○家族介護者交流事業 | ○愛のふれあい訪問事業（椴法華） |

○基本施策2-2 権利擁護に対する支援

～基本施策2-2に該当する主な事業の方向性～

○函館市成年後見センターの運営

判断能力が不十分な人が自身の権利や財産を守り、自分らしく安心して暮らせる地域づくりをめざすため、成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりや後見業務の新たな担い手として活動できるよう、市民後見人の養成や活動支援などを行ってまいります。

権利擁護に関する相談・対応、成年後見制度の周知・啓発、申立てに係る手続支援、親族後見人に対する相談支援、市民後見人の育成・支援を引き続き推進するとともに、今後は地域連携ネットワークの中核機関としての役割を担うなど、成年後見制度に関するワンストップ窓口としての機能強化を行政、関係機関との連携・協力のもと図ってまいります。

～その他基本施策2-2に該当する事業～

- | |
|-------------------|
| ○日常生活自立支援事業への活動支援 |
|-------------------|

○基本施策2-3 適切な福祉サービスの提供

～基本施策2-3に該当する主な事業の方向性～

○介護保険等事業の充実

介護保険等各種サービスについては介護保険法等関係法令を踏まえ利用者の権利擁護等の推進やサービスの充実を図り、本会の特性を生かした包括的提供体制の構築に努めます。

地域包括支援センターについては、函館市東部圏域4地域（戸井、恵山、椴法華、南茅部）を受託し、事業の推進に努めるとともに新しい総合事業に係る生活支援体制整備事業、いわゆる第2層生活支援コーディネーターや第2層協議体の取り組みを活性化し、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

～その他基本施策 2－3 に該当する事業～

- | | |
|----------------|-------------|
| ○老人福祉事業 | ○障がい者自立支援事業 |
| ○ひとり親家庭奉仕員派遣事業 | |

○基本施策 2－4 生活困窮世帯への支援

～基本施策 2－4 に該当する主な事業の方向性～

○生活福祉資金ならびに応急生活資金貸付事業による支援

北海道社会福祉協議会より受託し実施している生活福祉資金貸付事業と、函館市より受託し実施している応急生活資金貸付事業を一体的に取り組むことによって、きめ細やかな相談、支援を行うことで生活困窮者が自立した生活ができるよう行政をはじめ支援関係機関、地域住民等との連携、協働しながら支援に取り組めます。

○生活困窮者の支援体制の構築

生活困窮者自立支援法に基づいた取組みについては、函館市と連携を図り本会としての支援の役割など具体的な検討を深めて参ります。

○基本目標3. 誰もが参加できる地域づくり

地域福祉の推進を図るためには、その意識を一人でも多くの地域住民等に広めるとともに、地域住民が自らの意思で地域福祉活動に参加し、地域のつながりを築くことが必要です。

高齢者や障がいのある人などへ理解を深め、地域の誰もが、それぞれが能力を発揮し活動できる環境が必要であるとともに、地域福祉活動に地域住民等の参加を促すための情報発信、周知が重要です。

本会は長年にわたり福祉教育やボランティア養成支援などの活動実績を踏まえ、事業を通じてその対応に向けた施策に取り組みます。

また、本会の認知度を高めることと併せて市民に届く福祉情報の提供の充実に努めます。

○基本施策

- | | |
|-----|---------------|
| 3-1 | 地域福祉に対する意識の醸成 |
| 3-2 | 新たな人材の養成 |
| 3-3 | 積極的な情報発信 |

○基本施策 3-1 地域福祉に対する意識の醸成

～基本施策3-1に該当する主な事業の方向性

○函館市ノーマライゼーション推進事業

高齢の方も障がいのある方もない方も分け隔てなく、みんなが人間としてあたりまえに暮らすことができる社会を目指す「ノーマライゼーション」理念の普及のため、ノーマライゼーションの推進に努めてまいりました。更なる理念の普及が福祉教育、福祉意識の醸成を図るため、新しい時代に対応したノーマリー教室体験学習プログラムの企画や、参加対象を学校その他、地域住民や世代間、企業等まで広げた「地域ノーマリー教室」を開催します。また事業広報誌、パンフレットのリニューアルを図り、より市民に届く情報発信に努めます。

○災害ボランティア研修会の開催（災害ボランティアセンターの設置）

災害が発生した場合に備え、函館市災害ボランティアセンターの体制整備を行うとともに、災害ボランティア研修会を毎年開催し地域住民等の災害ボランティアへの意識醸成に努めます。また、行政及び関係機関との連携と体制づくりに努めます

～その他基本施策 3 - 1 に該当する事業～

○福祉教育推進事業

○基本施策 3-2 新たな人材の養成

～基本施策 3 - 2 に該当する主な事業の方向性

○地域福祉の核となる人材・ボランティア等の発掘、養成

平成29年度よりスタートした介護保険制度改正に伴う新しい総合事業に関連した人材養成事業として、くらしのサポーター養成研修事業、介護支援ボランティアポイント事業、介護サービス従事者養成事業を函館市より受託し、ボランティア等の養成に取り組むほか、福祉人材バンクの運営や函館市ファミリー・サポート・センター提供会員養成事業についても引き続き実施し、地域福祉の核となる人材・ボランティア等の発掘、養成に努めます。

○ボランティアセンターの機能強化

本会が函館市ボランティア連絡協議会と連携を図り、函館市ボランティア相談窓口を引き続き開設運営する他、ボランティアセンター事業としてボランティア登録の拡充ならびにボランティア活動需給調整、ボランティア相談窓口相談員をはじめとするボランティアの発掘ならびに養成に取り組みます。

～その他基本施策 3 - 2 に該当する事業～

○ボランティア地域援助活動支援事業

○高齢者能力開発情報センターの運営

○ボランティア連絡協議会運営活動費助成事業

○地域福祉推進活動事業（南茅部）

○基本施策 3-3 積極的な情報発信

～基本施策3-3に該当する主な事業の方向性

○福祉啓発情報提供体制の整備

本会の認知度を高めるとともに、市民に届く福祉情報の提供の充実を図るため、社協だよりや各事業での広報誌、チラシや本会ホームページ・ブログなど多様な媒体を活用し、本会事業の周知及びわかりやすい福祉サービスの情報提供、本会の広報を目的としたイベントなどに取り組むことにより各事業への積極的な参加の促進を図ります。

～その他基本施策3-3に該当する事業～

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ○福祉のつどい（戸井） | ○福祉のまちづくりフォーラム（南茅部） |
| ○ふれあい福祉まつり（恵山） | ○ほのぼのまつり・クリスマス会（楡法華） |
| ○函館市社会福祉大会 | ○総合福祉センターまつり |
| ○ワッショイ函館港まつりの参加 | |

○基本目標4. 社協組織運営体制の強化

本会は、地域福祉推進の中核的役割を担ってきた団体として、地域福祉活動への住民参加の促進や活動支援、ボランティアや福祉人材の育成、団体等のネットワークの構築、福祉課題の解決に向けた事業の実施など、多岐にわたる活動が期待されています。今後もより一層の活動を進めていくには、住民参加による福祉活動と支援関係機関をはじめとする各種関係団体との連携、協力、行政とのパートナーシップの強化が必要不可欠です。

本会が運営を推進していくために必要な条件を整備するとともに、地域に信頼されるため、職員の資質向上、社会福祉法人制度改革に伴う組織・運営体制の強化と中長期的に安定した財政基盤の確立に努めながら今後の活動を進めてまいります。

○基本施策

- | | |
|-----|-----------------|
| 4-1 | 組織運営体制の充実・整備 |
| 4-2 | 安定した財政基盤の確立 |
| 4-3 | 事務局体制の充実強化 |
| 4-4 | 行政とのパートナーシップの強化 |

○基本施策 4-1 組織運営体制の充実・整備

～基本施策4-1に該当する主な事業等の方向性

○理事・評議員等役員体制の充実

社会福祉法の改正（平成27年4月1日施行）により役員（現理事・評議員）それぞれの役割をもって法人運営の適正な業務執行に努めているところです。今後も引き続き役員研修の参加を促進し、運営の充実に努めてまいります。

○基本施策 4-2 安定した財政基盤の確立

～基本施策4-2に該当する主な事業等の方向性～

○会員、会費制度の加入促進

会員会費については、法人の事業を実施する上で貴重な自主財源でありますことから、今後とも本会の組織や活動などについて、住民の目に見えるものとするため、広報誌などを活用し周知を図り加入促進に努めてまいります。

一方、現在の会員会費制度は発足が昭和61年にスタートしておりますが、その間において、社会情勢並びに経済情勢の変化などから会員会費制度のあり方について検討してまいります。

○公的財源の安定確保

函館市の補完する役割の担い手として、引き続き理解を得て補助金等の適正な支援を受けてまいります。

～その他基本施策4-2に該当する事業等～

○自主財源の確保 ○収益事業 ○赤い羽根共同募金活動への協力 ○中期財政計画策定

○基本施策 4-3 事務局体制の充実強化

～基本施策4-3に該当する主な事業等の方向性～

○職員の資質向上、専門性の確保

職業倫理、メンタルヘルスに係る研修を実施し、職員の資質向上に努めるとともに、介護保険事業をはじめとする各種サービスの提供に必要な知識や技術の習得を通じて専門性の確保を図ってまいります。

○事務局運営体制の強化

法人運営にあたっては、効率・効果的な運営を図るため、適時業務に応じて体制の見直しを行うなど、組織の強化のため取り組んでまいります。

～その他基本施策4-3に該当する事業等～

○各支所地域懇話会の開催

○基本施策 4-4 行政とのパートナーシップの強化

～基本施策4-4に該当する主な事業等の方向性～

○行政との意識の共有化

地域の多様な福祉課題に対応するため、函館市と同じ基本目標のもと協働し、施策の推進を図るために、函館市と意識の共有化に努めるとともに一層の連携の強化を図ってまいります。

第6期地域福祉実践計画具体的な施策の展開（本所支所別）

基本目標1	人と人がつながる地域づくり
基本施策1	1 地域住民等が集う拠点づくり

No.	事業内容	本所	亀田	銭亀	戸井	恵山	榎法華	南茅部	事業の取り組み状況
	1) あいよる21（函館市総合福祉センター）の運営及び事業の開催	◎							継続
	2) 特定施設入居者生活介護（とどほっけ介護付有料老人ホームほのぼの）の運営						◎		継続
	3) 根崎生活館の運営			◎					継続
	4) 老人花園菜園事業		◎						継続
	5) 健康・生きがいづくり教室	◎							継続
	6) 世代間交流事業	◎	◎					◎	継続
	7) いきいきサロン事業							◎	継続
	8) ひとり暮らし高齢者の集い							◎	継続
	9) ふれあいサロン事業					◎			継続
	10) お達者交流会					◎			継続
	11) 元気ハツラツ教室事業					◎			継続

第6期地域福祉実践計画具体的な施策の展開（本所支所別）

基本目標1	人と人がつながる地域づくり
基本施策1	2 地域福祉活動の活性化

No.	事業内容	本所	亀田	銭亀	戸井	恵山	椴法華	南茅部	事業の 取り組み状況
	1) 地域づくり活動支援事業（仮称）の実施	◎							新規
	2) 障がい者、高齢者、児童母子団体等への支援	◎	◎			◎		◎	継続
	3) 各種団体の運営、大会の支援事業	◎							継続
	4) 障がい者のふれあい交流事業	◎							継続
	5) 敬老行事助成金配分事業			◎	◎			◎	継続
	6) 地域子ども会育成活動への援助	◎	◎	◎		◎			継続

第6期地域福祉実践計画具体的な施策の展開（本所支所別）

基本目標1	人と人がつながる地域づくり
基本施策1	3 地域住民等と支援関係機関の連携

No.	事業内容	本所	亀田	銭亀	戸井	恵山	榎法華	南茅部	事業の 取り組み状況
	1) ふれあいのまちづくり事業（函館市社会福祉総合福祉センターの運営）	◎							継続

第6期地域福祉実践計画具体的な施策の展開(本所支所別)

基本目標2	安心して暮らせる地域づくり
基本施策2	1 制度の狭間の課題への対応

No.	事業内容	本所	亀田	銭亀	戸井	恵山	榎法華	南茅部	事業の取り組み状況
	1) 在宅福祉ふれあいサービス事業	◎			◎	◎			継続
	2) 独居老人福祉ヤクルト支給			◎					継続
	3) 年賀、暑中見舞い作成事業							◎	継続
	4) 在宅独居高齢者実態調査							◎	継続
	5) 介護機器貸出事業	◎			◎	◎	◎	◎	継続
	6) 福祉車両の貸出	◎						◎	継続
	7) 電話安否確認サービス事業							◎	継続
	8) 愛のふれあい訪問事業						◎		継続
	9) 家族介護者交流事業	◎							継続

第6期地域福祉実践計画具体的な施策の展開(本所支所別)

基本目標2	安心して暮らせる地域づくり
基本施策2	2 権利擁護に対する支援

No.	事業内容	本所	亀田	銭亀	戸井	恵山	榎法華	南茅部	事業の 取り組み状況
	1) 函館市成年後見センター運営事業	◎							継続
	2) 日常生活自立支援事業への活動支援	◎							継続

第6期地域福祉実践計画具体的な施策の展開(本所支所別)

基本目標2	安心して暮らせる地域づくり
基本施策2	3 適切な福祉サービスの提供

No.	事業内容	本所	亀田	銭亀	戸井	恵山	椴法華	南茅部	事業の取り組み状況
	1) 介護保険事業の推進	◎			◎		◎	◎	継続
	2) 障がい者自立支援事業の推進	◎							継続
	3) 地域包括支援センターの運営				◎			◎	継続
	4) 老人福祉事業の実施	◎			◎	◎	◎	◎	継続
	5) ひとり親家庭奉仕員派遣事業	◎							継続

第6期地域福祉実践計画具体的な施策の展開(本所支所別)

基本目標2	安心して暮らせる地域づくり
基本施策2	4 生活困窮世帯への支援

No.	事業内容	本所	亀田	銭亀	戸井	恵山	椴法華	南茅部	事業の 取り組み状況
	1) 生活福祉資金貸付事業	◎							継続
	2) 応急生活資金貸付事業	◎							継続
	3) 生活困窮者の支援体制の構築	◎							新規

第6期地域福祉実践計画具体的な施策の展開(本所支所別)

基本目標3	誰もが参加できる地域づくり
基本施策3	1 地域福祉に対する意識の醸成

No.	事業内容	本所	亀田	銭亀	戸井	恵山	椴法華	南茅部	事業の 取り組み状況
	1) ノーマライゼーション推進事業	◎							継続
	2) 福祉教育推進事業	◎			◎	◎	◎	◎	継続
	3) 災害ボランティア研修会	◎							継続

第6期地域福祉実践計画具体的な施策の展開(本所支所別)

基本目標3	誰もが参加できる地域づくり
基本施策3	2 新たな人材の養成

No.	事業内容	本所	亀田	銭亀	戸井	恵山	椴法華	南茅部	事業の取り組み状況
	1) 暮らしのサポーター養成研修事業	◎							継続
	2) 介護支援ボランティアポイント事業	◎							継続
	3) 介護サービス従事者養成事業	◎							継続
	4) 福祉人材バンクの運営	◎							継続
	5) ファミリー・サポート・センター事業	◎							継続
	6) ボランティアセンター事業の運営	◎	◎	◎	◎	◎		◎	継続
	7) 高齢者能力開発情報センターの運営	◎							継続
	8) ボランティア地域援助活動支援事業	◎							継続
	9) 地域福祉推進活動事業							◎	継続
	10) ボランティア連絡協議会運営活動費助成事業	◎			◎	◎		◎	継続

第6期地域福祉実践計画具体的な施策の展開(本所支所別)

基本目標3	誰もが参加できる地域づくり
基本施策3	3 積極的な情報発信

No.	事業内容	本所	亀田	銭亀	戸井	恵山	榎法華	南茅部	事業の 取り組み状況
	1) 各種広報活動の充実	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	継続
	2) 函館市社会福祉大会の開催	◎							継続
	3) 総合福祉センターまつりの開催	◎							継続
	4) 福祉のつどいの開催				◎				継続
	5) ほのぼのまつり、クリスマス会の開催						◎		継続
	6) 福祉のまちづくりフォーラムの開催							◎	継続
	7) 函館港まつり「ワッショイ函館港まつり」への参加	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	継続
	8) ふれあい福祉まつりの開催					◎			継続

第6期地域福祉実践計画具体的な施策の展開(本所支所別)

基本目標4	社協組織運営体制の強化
基本施策4	1 組織運営体制の充実・整備

No.	事業内容	本所	亀田	銭亀	戸井	恵山	椴法華	南茅部	事業の 取り組み状況
	1) 役員会等の開催	◎							継続
	2) 監事監査の開催	◎							継続
	3) 役職員研修会への参加	◎							継続

第6期地域福祉実践計画具体的な施策の展開(本所支所別)

基本目標4	社協組織運営体制の強化
基本施策4	2 安定した財政基盤の確立

No.	事業内容	本所	亀田	銭亀	戸井	恵山	椴法華	南茅部	事業の 取り組み状況
	1) 会員会費制度の加入促進	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	継続
	2) 公的財源の安定確保	◎							継続
	3) 自主財源の確保	◎							継続

第6期地域福祉実践計画具体的な施策の展開(本所支所別)

基本目標4	社協組織運営体制の強化
基本施策4	3 事務局体制の充実強化

No.	事業内容	本所	亀田	銭亀	戸井	恵山	椴法華	南茅部	事業の取り組み状況
	1) 職員の資質向上、専門性の確保	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	継続
	2) 個人情報の保護、苦情処理体制の充実	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	継続
	3) 各支所地域懇話会の開催		◎	◎	◎	◎	◎	◎	継続
	4) 災害発生時における事務局初動体制の標準化	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	新規

第6期地域福祉実践計画具体的な施策の展開(本所支所別)

基本目標4	社協組織運営体制の強化
基本施策4	4 行政とのパートナーシップの強化

No.	事業内容	本所	亀田	銭亀	戸井	恵山	榎法華	南茅部	事業の 取り組み状況
	1) 地域福祉実践計画の策定及び進捗管理	◎							継続
	2) 行政との意識の共有化	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	継続

第6期地域福祉実践計画策定委員会等開催経過について

○策定委員会、正副委員長会議

実施年月日	実施回数	開催場所	主な内容	出席者数
11月21日	第1回第6期地域福祉実践計画策定委員会	総合福祉センター4階会議室	協議事項(1)委員長、副委員長の選出について 協議事項(2)第6期地域福祉実践計画と策定の進め方について 協議事項(3)地域福祉に関する意識調査について	13名
1月24日	第2回第6期地域福祉実践計画策定委員会	総合福祉センター1階集会室	協議事項(1)第5期地域福祉実践の進捗状況並びに評価について 協議事項(2)第6期地域福祉実践計画の基本理念、基本目標、基本施策たたき台について	15名
8月6日	第6期地域福祉実践計画正副委員長会議	総合福祉センター3階第1会議室	協議事項(1)第6期地域福祉実践計画(案)について 協議事項(2)今後の日程について	3名
8月29日	第3回第6期地域福祉実践計画策定委員会	総合福祉センター1階集会室	協議事項(1)第6期地域福祉実践計画(案)について 協議事項(2)その他	11名
9月19日	第6期地域福祉実践計画手交式	総合福祉センター3階応接室	第6期地域福祉実践計画策定委員会 佐藤秀臣委員長より大槻寅男社協会長へ 計画書が手渡される	5名

第6期地域福祉実践計画策定要綱

(目的)

第1条 地域の住民誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、地域福祉の推進を図るために、行政並びに各種福祉関係機関・団体・地域住民と連携を図りながら、地域における新たな福祉課題に対応すべく函館市社会福祉協議会の「第6期地域福祉実践計画」を策定することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、社会福祉法人 函館市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(計画期間)

第3条 計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とする。

(策定委員会の設置等)

第4条 本会の会長は、計画策定の協議を行うため、関係機関、団体から策定委員を選考、委嘱し、「地域福祉実践計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）を設置する。また、策定委員会設置要領を別に定める。

(実践計画策定の方法、留意点等)

第5条 実践計画策定方法、留意点については、次に掲げる事項とする。

- (1) 市民参加を意識した地域協働による計画づくりとする。
- (2) 函館市の各種「福祉計画」と連携を図る。
- (3) 「策定委員会」の答申受け、計画(案)を策定し、本会の理事会、評議員会で議決し、機関決定する。
- (4) 函館市が実施する地域福祉計画策定のためのアンケートにも参画し、アンケート結果も参考にして協議する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成30年8月6日より施行する。

第6期地域福祉実践計画策定委員会設置要領

(目的)

第1条 社会福祉法人函館市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が函館市の地域福祉推進を図ることを目的とする民間の活動計画である第6期地域福祉実践計画(以下「計画」という。)を策定するため第6期地域福祉実践計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会の業務として、計画策定に係わる事項に関し、協議、検討し本会に提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員組織20名以内をもって構成し、本会会長が委嘱する。委員は、次の各号に掲げる中から本会会長が委嘱する。

- (1) 町会関係者
- (2) 民児連関係者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) ボランティア団体関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 福祉行政関係者
- (7) 社協地域懇話会
- (8) NPO関係者
- (9) 学識経験者
- (10) その他団体等

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長2名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総轄する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は委員会の提言が終了するまでとする。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会本所・事業課において行う。

附 則 この要領は、平成30年8月6日より施行する。

第6期地域福祉実践計画策定委員会委員名簿

番号	区分	委員名	所属	役職名
1	町会関係者	佐藤 壽一	函館市町会連合会	会長
2	民連関係者	船橋 優子	函館市民生児童委員連合会	会長
3	福祉団体関係	小川 勤	函館市老人クラブ連合会	会長
4		佐藤 秀臣	社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会	会長
5		宮崎 公彦	在宅福祉委員会	委員長
6		亀井 信子	函館社会福祉施設連盟	理事
7		松野 陽	函館市地域包括支援センター連絡協議会	会長
8	ボランティア関係者	能川 邦夫	函館市ボランティア連絡協議会	会長
9		永澤 和枝	地域福祉コーディネーター	
10	教育関係	山田 陽子	函館大谷短期大学	准教授
11	福祉行政関係	本吉 孝年	函館市保健福祉部	次長
12	社協地域懇話会	松田 正志	函館市社会福祉協議会戸井支所地域懇話会	会長
13		長田 征洋	函館市社会福祉協議会恵山支所地域懇話会	会長
14		木下 恵徳	函館市社会福祉協議会榎法華支所地域懇話会	会長
15		熊谷 儀一	函館市社会福祉協議会南茅部支所地域懇話会	会長
16	NPO法人関係者	丸藤 競	NPO法人NPOサポートはこだて	事務局長
17	学識経験者	三浦 稔	学識経験者	

記録写真



第6期地域福祉実践計画策定委員会の様子



正副委員長会議の様子



佐藤(秀)委員長より大槻社協会長へ
計画書が手渡される



策定委員の皆様の活発な発言を頂き
地域福祉推進の議論が進む



地域福祉コーディネーター活動の一コマ



市主催の地域福祉懇談会に社協、地域福祉
コーディネーターも参加

第6期地域福祉実践計画

令和元年12月発行

編集・発行 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会
〒040-0063 函館市若松町33番6号
あいよる21(函館市総合福祉センター)内
TEL 0138-23-2226 FAX 0138-23-2224
印刷 ハコー印刷株式会社
